

保護者の皆様へ

令和8年度奨学のための給付金（返還不要）の支給に関する手続きについて （提出期限延長）

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低中所得世帯を対象に、「沖縄県奨学のための給付金制度」があります。

7月に全生徒へお知らせを配布しており、2回目申請受付について今月スタサプでも生徒および保護者の皆様にお知らせを行いました。スタサプの不具合により、見ることができない世帯があったため、提出期限を延長し、ホームページでもお知らせを行います。別添のリーフレットの支給対象を確認し、該当世帯で受給を希望する世帯は、事務室窓口で申請書を受け取り、期限までに提出をお願いします。

すでに提出済みの世帯は重複申請にならないようにお気を付けください。

提出済みの世帯については、現在教育庁にて審査中ですのでお待ちください。決定次第、通知をご自宅へ郵送いたします。

記

1. 給付対象者：

- ①生活保護（生業扶助）受給世帯
- ②年収 490 万円未満程度（保護者等（親権者）全員の住民税所得割額（道府県民税及び市町村民税所得割額）の合算額が 182,500 円未満）の世帯
- ③離職等の家計急変により②と同程度の収入であると見込まれる世帯

2. 提出書類：別添リーフレット参照

※申請希望者は事務室で申請書類を受け取り、期限日までに提出をお願いします

3. 提出期限：令和8年9月11日（金）→**令和8年9月18日（金）に延長**

※スタサプでお知らせを見ることができない世帯があったため。

4. 提出先：知念高校事務室 平日 9:00 ～ 17:00

5. 留意事項

- (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
- (2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は**7月1日現在を基準**とします。
（家計急変世帯への支援については除く）
- (3) 新入生への一部給付を受けた方についても、7～3月分の支給を受けるには今回の申請が必要です。

<沖縄県外に在住の方>

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 知念高等学校 事務室

担当者：知念・後藤 TEL：098-946-2207 平日 9:00～17:00